

## 「黒い雨」訴訟・内閣総理大臣談話を受けての弁護団コメント

「黒い雨」訴訟に関し、2021年7月26日、菅総理が上告断念表明を行ったことを受けて、本日、政府は、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話」（以下「総理談話」という。）を閣議決定した。

「黒い雨」訴訟の原告ら84名について、総理談話は「原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきである」との方針のもと、「一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断」したとして、「84名の原告の皆様に被爆者健康手帳を速やかに発行することとした」としている。

ここでいう「被爆者援護法の理念」とは、「原爆の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図る・・・のものであり」、そのような観点から、被爆者援護法が、「未だ健康被害が生じていない被爆者に対する健康管理と既に健康被害が生じている被爆者に対する治療に遺憾なきようにするために・・・制定された」という、広島高裁判決（151～152頁）が判示した被爆者援護法の理念に立ち返るという意味であり、これまで厚生労働省が被爆者援護法の解釈にあたり、金科玉条のように用いてきた基本懇答申からの決別を宣言するものとして、歓迎したい。

また、総理談話にいう「一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能である」とは、「黒い雨」による被爆類型に関して、「優に、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから・・・「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるというべきである」という広島高裁判決の判示（170頁）を認めたことを意味するものであり、この点においても全く異論はない。

他方、総理談話では、「「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません」とされている。

しかし、上記部分については、総理談話が、前述のとおり、「黒い雨」による被爆類型を認め、「黒い雨」被爆者を「被爆者と認定することは可能であると判断した」のであり、その判断は、当然、内部被曝の健康影響を前提とすることなくしてあり得ないことと、論理的に整合しない。上記部分は、広島高裁判決（189頁）が「内部被曝について、体内に放射性微粒子が摂取された経路を特定することや体内摂取量を推定することがほとんど不可能である」と判示しているとおり、そもそも被爆者援護制度は、内部被曝について線量推計を問題とはしてこなかった点からみても論理的に矛盾している。

原告ら以外の「黒い雨」被爆者の救済について、総理談話は、「84名の原告

の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します」とし、加えて、「原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら、被爆者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります」としている。

総理談話のこの部分は、原告ら「黒い雨」被爆者を「被爆者」として認定したのと同様の方法で、原告以外の被爆者についても「被爆者として認定し救済するという方向性を示すものであり、これは、「黒い雨」降雨域のうちいわゆる「大雨地域」のみを第一種健康診断特例区域に指定してきたこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直すものであり、この点についても高く評価する。

2021年7月27日  
「黒い雨」訴訟弁護団